

平成29年12月11日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成29年12月11日（月）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	3番	白石 博昭	4番	竹内 辰三
5番	古庄 謙一	6番	三森 一男	7番	田上 七十三
8番	松尾 治実	9番	宇藤 元志	10番	下田 安己
11番	城井 若生	12番	林 淳一	13番	吉良山 友二
14番	山村 珠美				

4、欠席委員：2番 岡本委員

5、議事日程

- 第1 議第38号 議事録署名委員の指名に関する件  
第2 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
について【相続】  
第3 議第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請  
に関する件  
第4 議第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請  
に関する件  
第5 議第41号 非農地証明願承認に関する件  
第6 議第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の  
規定による農地利用集積計画（案）の承認  
に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久  
係長 芹 口 孝 直  
係 今 村 太 一

事務局長      こんにちは。本日は、高森町農業委員 14 名のうち 13 名が出席しています。

高森町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、過半数を超えていますので、本日の総会が成立することを報告します。

また、同規則第 4 条の規定により、会長が議長になるとされていますので、議事の進行をお願いします。

議長            本日の審議、よろしくをお願いします。

**「議第 38 号」**

事務局          高森町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

平成 29 年 12 月 11 日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長            議事録署名です、いかがいたしましょうか。

(複数委員)      議長に一任。

議長            それでは、3 番白石委員、4 番竹内委員、お願いします。

**「報告第 13 号」**

事務局          農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について【相続】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成 29 年 12 月 11 日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長            報告第 13 号、相続関係の報告議案です。事務局より説明をお願いします。

事務局          農地法第 3 条の 3 の規定による届出について。

今回報告する案件は 1 件。

番号 1 番、4 ページのとおり。補足資料は 2 ページです。

議長            報告第 13 号について、何か質問等はありませんか。

(複数委員)      異議なし。

議長            報告のとおりとします。

**「議第 39 号」**

事務局          農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成 29 年 12 月 11 日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長            議第 39 号です。担当管内のため説明します。

議第 39 号、農地法第 3 条審議資料。

番号 1、6 ページのとおり。補足資料は 4 ページ、5 ページです。

番号 1 について、御質問等はありませんか。

(複数委員)      異議なし。

議長            議第 39 号、番号 1 について原案のとおり承認します。

議第 39 号、番号 2 について、6 ページのとおりです。補足資料

は、6 ページ、7 ページです。

御質問等はありませんか。

(複数委員)

異議なし。

議 長

議第39号、番号2は、原案のとおり承認します。

**「議第40号」**

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成29年12月11日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議 長

議第40号について、松尾委員より説明をお願いします。

8番委員

議第40号、農地法第5条審議資料。

番号1、8ページです。補足資料は9ページ、10ページ。

議 長

議第40号について、御質問等はありませんか。

11番委員

10ページの写真を見ると、耕作されていないようですが、今は畑として使用しているのか。

8番委員

道が狭くトラクターが入っていかないため、耕作はしていないが、荒れないように耕運はしている。

議 長

補足します。送迎時に道路を横断する必要があり危険である。申請者から農協にも相談があり、農地転用もやむを得ない案件と判断しますが、ほかに御質問等はありませんか。

4番委員

松尾委員から説明がありました、道が狭いということですが、入口はどこになるのか。

8番委員

入口は、中学校体育館側です。入口が狭いため、拡幅する予定です。色見環状線側は危ないので体育館側になりました。

議 長

ほかにありませんか。

(複数委員)

異議なし。

議 長

議第40号、番号1番について、承認してよいか。

(複数委員)

異議なし。

議 長

承認します。

**「議第41号」**

事務局

非農地証明願承認に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成29年12月11日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議 長

議第41号は、非農地証明の承認願です。事務局より説明をお願いします。

事務局

番号1、10ページのとおり。補足資料は、12ページ、13ページ。

議 長

議第41号について、10番下田委員より補足があればお願いします。

10番委員

以前、牛が多かった時代は刈干場として使用していた、今は畜産

農家も少なく利用者がいない。

議長 土地は町有地です、現在放牧をしていないため、非農地証明承認願いがありました。

議第41号について、質問等はありませんか。

8番委員 登記は原野だが、現況が保安林なのか。

事務局 保安林は県の指定になる、県が指定すれば保安林になります。

8番委員 原野でもか。

事務局 現況で判断していくので、県の指定が下りた段階で、現況が変わります。平成7年頃に保安林に指定されています。

議長 ほかに質疑はないか。

(複数委員) なし。

議長 議第41号、番号1について、非農地承認してよいか。

(複数委員) 異議なし。

議長 承認します。

**「議第42号」**

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積(案)の承認に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成29年12月11日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 議第42号について、農地集積です。事務局より説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画審議資料。

番号1は、12ページから14ページのとおり。補足資料は、15ページ、16ページです。

議長 議第42号、番号1について、質問等はないか。

(複数委員) 異議なし。

議長 議第42号、番号1について、承認してよいか。

議第42号、番号2。

事務局 番号2は、14ページ。補足資料は、17ページ、18ページ。

議長 議第42号、番号2について、質問等はありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 議第42号、番号2について、承認します。

関連しまして、前回総会の議第36号、経営基盤使用貸借権の使用料で、変更申請がありました。事務局より説明をお願いします。

事務局 11月10日開催の議第36号、37号に関して変更申請がありました。皆様のお手元に訂正した資料を配布していますが、内容は、10a当たり9,000円に訂正したいと申し出がありましたので、今回報告させていただきます。

議長 先月総会の、議第36号、37号、賃借料の価格変更申請という

ことで届出がありました。質問等はありませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 変更承認してよいか。

(複数委員) 異議なし。

議長 承認します。

以上をもちまして、総会議事を終了します。

以下余白